山形県新価値創造発信拠点（アンテナショップ）整備事業設計業務簡易公募型プロポーザル
技術提案書に係る質問回答

令和８年 11 月 11 日

番号	資料名 該当頁	質　問　事　項	回　答　事　項
1	募集要領 P.7	ヒアリングの実施について実施場所と実施日が（予定）とありますが、各々決定はいつになるでしょうか。	近日中に通知する予定です。
2	募集要領 P.7	出席者は管理技術者と各主任担当技術者を含む４名以内とありますが、管理技術者と主任担当技術者がそれぞれ１名以上参加すれば、その他に本業務の担当技術者予定の者がヒアリングに参加してもよろしいでしょうか。	管理技術者の出席は必須です。 なお、４名以内であれば、管理技術者又は主任担当技術者以外の者の出席も可能です。
3	募集要領 P.7	ヒアリングの出席者について「管理技術者と各主任担当技術者を含む４名以内」とありますが、管理技術者の出席は必須で、各主任担当技術者の出席は任意との理解でよろしいでしょうか。その場合、出席者合計が４名以内の前提で、主任担当技術者以外の出席は可能でしょうか(主任でない担当技術者等)。	
4	募集要領 P.7	ヒアリングの実施について「ヒアリングの詳細は別途通知する」とありますが、ヒアリング会場で提案書をプロジェクターで投影して説明する想定でしょうか。	提出した技術提案書のプロジェクターの表示、パネル等を用いた説明も可とします。 また、提出された技術提案書と同じ内容であれば、切り出して拡大表示することに支障はありません。
5	募集要領 P.7	ヒアリングには技術提案書のみを用いるとありますが、技術提案書を拡大したスライドを用いて視認しやすいように説明することは可能でしょうか。	
6	募集要領 P.7	ヒアリングで使用するスクリーンの大きさと発表者、審査員等の会場レイアウトをご教示ください。	会場レイアウト等の詳細は別途、通知します。

7	様式 7,8-1,8-2	配布されている様式ファイルにある外枠は、非表示にして作成してもよろしいでしょうか。	外枠は目安であり、厳密な制限はありません。見やすさを考慮のうえ、必要に応じて余白を適宜調整して支障ありません。 なお、様式内にある※印の注意事項は削除して支障ありません。
8	様式 7,8-1,8-2	余白について、何㎜以上空けるといった具体的な基準や制限はありますか。指定がない場合は、10.5 ポイント以上の文字サイズが収まっていれば自由に設定して構わないでしょうか。	
9	様式 7,8-1,8-2	技術提案書の書式として、様式 7,8-1,8-2 が示されていますが、表示されている枠線の外周の余白は任意の寸法として宜しいでしょうか。また、様式７の上右欄内にある※印の注意事項は消去してもよろしいでしょうか。	
10	様式 7,8-1,8-2	技術提案書に掲載する概念図等の図中文字、凡例及び注釈についても、本文と同様に 10.5 ポイント以上のサイズとする必要がありますでしょうか。	図や挿絵内の説明書き、凡例及び注釈等については 10.5 ポイントを下回る文字を使用しても支障ありません。 ただし、資料の読みやすさの向上を目的とする場合に限るものとし、書き込み密度に影響を与えるような使用方法は認められません。
11	作成要領 P3,4 様式 7,8-1,8-2	文字の大きさは 10.5 ポイントを標準とありますが、図や挿絵内の説明書きなどは６ポイント以上の識字できる大きさとして、10.5 ポイントを下回ってもよろしいでしょうか。	
12	その他	天井高さ、床の仕上げ高さ、梁下高さなどの断面や、現在の仕上げ仕様が把握できる資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結以降の提供となります。
13	その他	計画図の作成および詳細な検証を行うため、平面図や断面図などのＣＡＤデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結以降の提供となります。
14	その他	既存建物のうち、「改修・変更が不可な部分」と「解体・改修・撤去が可能な部分」について、現時点で決定している（または想定されている）範囲をご教示いただくことは可能でしょうか。	契約締結以降にお示しします。

15	その他	本事業で使用する専有部分の外壁面（ガラス面含む）、内部共用部分に面する壁面（ガラス面含む）に、外付けの館銘板やサイン等を設置することは可能でしょうか。可能な場合、その条件や制限等がありましたら併せて御教示ください。	日本橋室町野村ビルは日本橋一の部デザイン協議会（以下「協議会」という。）で定められたガイドラインに則り運営されています。そのため、館銘板やサイン等の設置、掲示等については、次のとおり制限があります。 ・外壁面への館銘板やサイン等の設置はできません。 ・ガラス面に直接カッティングシートやシールポスター等の掲示物の貼りつけは、景観上及びガラス破損につながる恐れがあるためできません。 ・内部廊下に面する壁面への銘板やサイン等の設置はビル内のデザインの観点で基本出来ません。（ビル側の許可が必要です。） ・ガラス面にフィルム等を貼ることはガラスの熱割れを引き起こす可能性があるため基本的にできません。ビル側及び協議会と協議が整った場合には認める場合があります。 ・内部にサイネージ等を設置して、外向けに掲示することは可能ですが、掲示する内容については、別途ビル側及びデザイン協議会の許可が必要になります。 ・地下 1F のサイネージ（地下広場側への設置）に関しては、ビル側にて判断可能です。 【協議会のホームページアドレス】 ※ホームページに掲載されている「にぎわうまちの風景」詳細版を参照ください。 https://nihonbashi1-bu-design.jp/murohon/